

岩手県企業局管理規程第1号

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月23日

岩手県企業局長 小島 純

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程

企業局安全衛生規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(安全管理者等)</p> <p>第10条 経営総務室長及び事業所の長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及び作業主任者（以下「安全管理者等」という。）を選任しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第13条 削除</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 定期健康診断の検査又は検診（以下「検査」という。）の項目は、<u>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第44条第1項各号に掲げる検査の項目の中から総括安全衛生管理者が定める。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>(安全管理者等)</p> <p>第10条 経営総務室長及び事業所の長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者、<u>化学物質管理者、保護具着用管理責任者</u>及び作業主任者（以下「安全管理者等」という。）を選任しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(化学物質管理者の職務)</u></p> <p><u>第12条の2 化学物質管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。</u></p> <p><u>(保護具着用管理責任者の職務)</u></p> <p><u>第13条 保護具着用管理責任者は、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理する。</u></p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 定期健康診断の検査又は検診（以下「検査」という。）の項目は、<u>省令第44条第1項各号に掲げる検査の項目の中から総括安全衛生管理者が定める。</u></p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和8年3月23日から施行する。